

農協・卸売市場への出荷分について

買い手は、農協・卸売市場が発行する書類で仕入税額控除ができるので、**新たに対応する必要はありません。**

○ 農協に出荷している場合

農協の組合員が、農協に対して、**通常、販売を委託した場合(無条件委託方式^(※1)かつ共同計算方式^(※2)に限る)**は、**組合員から買い手に対するインボイスの交付義務は免除**されます。**【協同組合特例】**

この場合、買い手は、農協が発行する書類で仕入れに係る消費税分を仕入税額控除することができます。

※1 無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること

※2 共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること

○ 卸売市場に出荷している場合

卸売市場^(※)において、出荷者から委託を受けて行う生鮮食料品等の販売は、**出荷者から買い手に対するインボイスの交付義務は免除**されます。**【卸売市場特例】**

この場合、買い手は、卸売市場が発行する書類で仕入税額控除をすることができます。

※ 卸売市場特例の対象となる卸売市場は、以下のとおり。

①：農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場

②：都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場

③：①及び②に準ずる卸売市場として農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場のうち農林水産大臣の確認を受けた卸売市場

米や野菜の集荷業者への出荷分について

集荷業者は、農業者からの仕入れについて、仕入税額控除ができなくなるので、集荷業者から相談があった場合は、取引条件について話し合ってください。

○ 集荷業者が簡易課税制度を選択した事業者等の場合

集荷業者が簡易課税制度^(※)を選択した事業者や免税事業者であれば、**インボイスの交付は求められません。**

※ 簡易課税制度

課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができます。

この制度は、「売上げに係る消費税額」に基づいて「仕入れに係る消費税額」を計算するため、仕入れに係るインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能となっています。

○ 集荷業者が課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を除く)の場合

1 集荷業者は、農業者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、**集荷業者から相談があった場合は、経過措置^(※)なども考慮して、価格面も含めた取引条件について話し合ってください。**

※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、

- ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
- ② 令和8年10月から2年間は、仕入れに係る税額の70パーセント控除可能
- ③ 令和10年10月から2年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能
- ④ 令和12年10月から1年間は、仕入れに係る税額の30パーセント控除可能

2 免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、**納税額を売上税額の2割に軽減する措置**、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、**納税額を売上税額の3割に軽減する措置**が設けられています。【2割特例・3割特例】

3 今後の経営発展を考えて、**課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つ**として考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、農業用機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

○ 集荷業者等の事業協同組合に出荷する場合

集荷業者等の事業協同組合に出荷(無条件委託方式かつ共同計算方式による委託販売に限る)する場合、**協同組合特例により、農業者のインボイスの交付義務は免除**されます。

直売所・道の駅などへの出荷分について

直売所・道の駅などに販売を委託している場合、消費者への販売については、インボイス制度の影響はありません。直売所・道の駅などが、農業者から農産物等を買収している場合、仕入税額控除ができなくなるので、相談があった場合は、取引条件について話し合ってください。

○ 直売所や道の駅に販売を委託している場合

- 1 メインの買い手である消費者への販売については、インボイス制度の影響はありません。
- 2 買い手が事業者(地域の飲食店等)の場合、
 - ① 簡易課税制度^(※)を選択した事業者及び免税事業者であれば、インボイスの交付は求められません。
※ 簡易課税制度
課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができます。
この制度は、「売上げに係る消費税額」に基づいて「仕入れに係る消費税額」を計算するため、仕入れに係るインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能となっています。
 - ② 課税事業者であっても、その事業者の課税売上高が1億円以下である場合、令和11年9月30日までの間に行う1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とする特例が措置されており、インボイスの交付を求められない可能性があります。【少額特例】

○ 直売所や道の駅が農産物等を買収している場合

- 1 直売所や道の駅は、農業者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、直売所等の運営主体から相談があった場合は、経過措置^(※)なども考慮して、価格面も含めた取引条件について話し合ってください。
※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置
買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、
 - ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
 - ② 令和8年10月から2年間は、仕入れに係る税額の70パーセント控除可能
 - ③ 令和10年10月から2年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能
 - ④ 令和12年10月から1年間は、仕入れに係る税額の30パーセント控除可能
※ 直売所等の課税売上高が1億円以下である場合は、少額特例の適用が可能
- 2 免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、納税額を売上税額の2割に軽減する措置、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、納税額を売上税額の3割に軽減する措置が設けられています。【2割特例・3割特例】
- 3 今後の経営発展を考えて、課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、農業用機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

レストラン、スーパー、食品加工業者などへの 直接販売分について

レストランなどは、農業者からの仕入れについて、仕入税額控除ができなくなるので、販売先から相談があった場合は、取引条件について話し合ってください。

○ 販売先が簡易課税制度を選択した事業者等である場合

販売先が簡易課税制度^(※)を選択した事業者や免税事業者であれば、インボイスの交付は求められません。

※ 簡易課税制度

課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができます。

この制度は、「売上げに係る消費税額」に基づいて「仕入れに係る消費税額」を計算するため、仕入れに係るインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能となっています。

○ 販売先が課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を除く)である場合

1 販売先のレストラン等が、農業者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、販売先から相談があった場合は、経過措置^(※)なども考慮して、価格面も含めた取引条件について話し合ってください。

※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、

- ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
- ② 令和8年10月から2年間は、仕入れに係る税額の70パーセント控除可能
- ③ 令和10年10月から2年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能
- ④ 令和12年10月から1年間は、仕入れに係る税額の30パーセント控除可能

2 販売先の課税売上高が1億円以下である場合、令和11年9月30日までの間に行う1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とする特例が措置されており、インボイスの交付を求められない可能性があります。【少額特例】

3 免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、納税額を売上税額の2割に軽減する措置、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、納税額を売上税額の3割に軽減する措置が設けられています。【2割特例・3割特例】

4 今後の経営発展を考えて、課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、農業用機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

家畜市場を通じての子牛の販売分について

子牛の買い手は、免税事業者からの仕入れについて、仕入税額控除できなくなるので、**子牛のせり価格に影響が生じる可能性があります。**

経過措置等踏まえ、免税事業者のままか、課税事業者になるかを、自らの経営の現状や今後の展望を踏まえ、ご検討ください。

1 子牛の買い手(殆どが課税事業者)は、インボイスを交付できない免税事業者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、**免税事業者のままである場合、出荷する子牛(※)のせり価格に影響が生じる可能性があります。**

※ せり名簿等により出荷者がインボイス発行事業者かどうか事前に表示されます。

2 ただし、買い手においては経過措置(※)により、免税事業者からの仕入れであっても、**仕入れ分の消費税の一定割合を控除できることから、せり価格への影響は抑えることができます。**

※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、

- ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
- ② 令和8年10月から2年間は、仕入れに係る税額の70パーセント控除可能
- ③ 令和10年10月から2年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能
- ④ 令和12年10月から1年間は、仕入れに係る税額の30パーセント控除可能

3 また、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、**納税額を売上税額の2割に軽減する措置**、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、**納税額を売上税額の3割に軽減する措置が活用できるため、納税額は子牛を販売した売上税額の2割(3割)となります。**

4 これらを踏まえ、**免税事業者のままか、課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)になるかを、自らの経営の現状や今後の展望を踏まえ、ご検討下さい。**

※ 簡易課税制度を選択した事業者になる場合、売上税額の7割を控除することが可能です。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、農業用機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

注 家畜市場における家畜の取引は、**売り手と買い手が明確であり、卸売市場法に規定する卸売市場(それに準ずる卸売市場を含む)ではないことから、「協同組合特例」や「卸売市場特例」が適用されません。**

集落営農法人の構成員として 管理作業料等の支払いを受ける分について

集落営農法人から構成員(農業者)に支払われる作業委託費等について、仕入税額控除ができなくなるので、どのように対応するか組織内で話し合っておくことが必要となる可能性があります。

- 1 集落営農法人は、構成員(農業者)の殆どが免税事業者であるため、**構成員に支払う作業委託費や従事分量配当に係る消費税分を仕入税額控除できなくなる**ことから、法人経営に影響を及ぼす可能性があります。
- 2 集落営農法人の構成員が、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、**納税額を売上税額の2割に軽減する措置**、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、**納税額を売上税額の3割に軽減する措置**が設けられています。【2割特例・3割特例】
- 3 これらを踏まえ、集落営農の構成員が、**課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つ**として考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、農業用機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

- 4 なお、集落営農法人が、構成員に支払う作業委託費等に係る**インボイス制度への対応として、例えば以下のような対応**が考えられます。

特に③については、「集落営農活性化プロジェクト促進事業」などの支援策や「農業経営・就農センター」のサポートを受けることができます。

(具体的な対応例)

- ① 構成員を雇用し給与(不課税)として支払う
- ② 簡易課税制度の選択を検討(課税売上高5,000万円以下の場合)
- ③ 高収益作物の導入等による収益力の向上、近隣法人との連携・合併によるコスト低減等に取り組む

集落営農法人の事業への影響も考慮しながら、構成員の方と組織内で対応を早めに話し合いましょう。

◎ 集落営農法人の関係者の皆様は、こちらのパンフもご活用ください。

[インボイス制度への対応を早めに話し合いましょう\(PDF: 1,196KB\)](#)

